

「経済産業省関係フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）」、「エアコンディショナーの製造業者等の判断の基準となるべき事項の一部を改正する告示（案）」及び「冷蔵機器及び冷凍機器の製造業者等の判断の基準となるべき事項の一部を改正する告示（案）」に対する意見公募の結果について

令和6年10月1日
経済産業省
大臣官房
産業保安・安全グループ
化学物質管理課
オゾン層保護等推進室

令和6年7月17日付けで、「経済産業省関係フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）」、「エアコンディショナーの製造業者等の判断の基準となるべき事項の一部を改正する告示（案）」及び「冷蔵機器及び冷凍機器の製造業者等の判断の基準となるべき事項の一部を改正する告示（案）」に係る意見募集を行いましたところ、御提出いただいた御意見はありませんでした。

なお、本件につきましては、パブリックコメントに付した案に別紙のとおり修正を行いましたので、お知らせします。

御協力いただきありがとうございました。

1. 実施期間等

- (1) 募集期間：令和6年7月17日（水）～令和6年8月21日（水）
- (2) 実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）、窓口配布
- (3) 意見提出方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォーム、電子メール、郵送

2. 御意見総数

提出意見なし

3. 本件に関するお問い合わせ先

経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ化学物質管理課オゾン層保護等推進室
電話：03-3501-4724

(別紙)

○経済産業省関係フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

該当箇所	修正内容	修正理由
第一条 表 改正後欄 第三条 表一 冷蔵機器 及び冷凍機器の項	「熱媒体の下限值」から「熱媒体等の温度 の下限值」に修正。	表現の適正化のための修正を行います。
第一条 表 改正後欄 第三条 表一 備考	「設備用エアコンディショナー又はガスエ ンジンヒートポンプエアコンディショナ ー」から「設備用エアコンディショナー及 びガスエンジンヒートポンプエアコンディ ショナー」に修正。	表現の適正化のための修正を行います。
第二条 表 改正前欄 第三条 表二 第四号	傍線を追加。	表現の適正化のための修正を行います。
第二条 表 改正後欄 第三条 表二 第四号	「(削る)」を追加。	表現の適正化のための修正を行います。
第三条 表 改正後欄 第三条 表二 第一号	「(削る)」を追加。	表現の適正化のための修正を行います。
第三条 表 改正後欄 第三条 表二 第三号	「(削る)」を追加。	表現の適正化のための修正を行います。

○冷蔵機器及び冷凍機器の製造業者等の判断の基準となるべき事項の一部を改正する件

該当箇所	修正内容	修正理由
表 改正後欄 第一 3 表 第二号	「遠心式の圧縮機を用いるもののうち、前 号に掲げるものを除く。」から「遠心式 の圧縮機を用いるもの（前号に掲げるもの を除く。）」に修正。	表現の適正化のための修正を行います。

<p>表 改正後欄 第一 3 表 第三号</p>	<p>「スクリー式の圧縮機を用いるものうち、第一号に掲げるものを除く。」から「スクリー式の圧縮機を用いるもの（第一号に掲げるものを除く。）」に修正。</p>	<p>表現の適正化のための修正を行います。</p>
<p>表 改正後欄 第一 3 表 第四号</p>	<p>「遠心式又はスクリー式の圧縮機を用いるもの以外のものうち、第一号に掲げるものを除く。」から「遠心式及びスクリー式の圧縮機を用いるもの以外のもの（第一号に掲げるものを除く。）」に修正。</p>	<p>表現の適正化のための修正を行います。</p>
<p>表 改正後欄 第一 3 表 第四号</p>	<p>環境影響度の目標値を「150」から「750」に修正。</p>	<p>関係業界団体も参加して議論を行った、第19回産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会フロン類等対策ワーキンググループ（令和6年3月22日開催）での審議結果（※）に即し、本来、中央方式冷凍冷蔵機器のうち、容積圧縮式冷凍機を用いるものであって、スクリー式以外の圧縮機を用いるもの（有効容積が5万m³以上の新設冷凍冷蔵倉庫向けに出荷されるもの以外のもの）の環境影響度の目標値は、「750」と記載すべきところでしたが、「150」と誤記しておりました。左記のとおり修正いたします。</p> <p>（※）同ワーキンググループでは、経済産業省製造産業局化学物質管理課オゾン層保護等推進室より、資料6「新たな指定製品の目標値及び目標年度の設定等について（案）」にて指定製品の環境影響度の目標値及び目標年度案を提示し、案のとおり承認されました。</p> <p>（資料6）https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/seizo_sangyo/kagaku_busshitsu/flon_taisaku/pdf/019_06_00.pdf</p>

○上記の他、形式的な修正（インデントの変更）を行います。